

八王子市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月15日付労発0515第1号厚生労働省老健局長通知）及び令和2年度介護保険事業費補助金（令和2年度補正予算分）交付要綱（令和2年6月12日付厚生労働省発老0612第1号厚生労働事務次官通知）に基づき、国から交付される補助金を財源の一部として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年5月16日八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、次に掲げる対策を講ずるために必要な通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

- (1) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の公衆衛生対策の観点から、市から休業を要請される状況が生じた際には、代替となるサービスを提供すること。
- (2) 介護施設等は、施設内感染が発生した場合でも、濃厚接触者等も含めて、保健所の指示に従い、感染防止対策を徹底してサービスを提供すること。
- (3) 訪問系サービス事業所は、感染防止対策を徹底し、濃厚接触者等も含めてサービス提供を継続すること。
- (4) 訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び通所系サービス事業所は、感染防止対策を徹底した上で、休業要請を受けた通所系サービス事業所の代替サービスの提供又は代替サービスを確保するための調整を行うこと。
- (5) 介護施設等は、施設内感染の発生により職員が不足した介護施設等に、応援職員の派遣を行うこと。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）とする。

(2) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）とする。

(3) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所とする。

(4) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅とする。

(5) 介護サービス事業所

通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所とする。

(6) 介護サービス事業所等

介護サービス事業所及び介護施設等とする。

(補助対象事業及び補助対象事業所・施設)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象事業所・施設は、次の各号の事業及び事業所・施設とする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

令和2年（2020年）1月15日以降に、以下に該当する市内の事業所・施設が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続し

て提供するために必要となる経費について支援を行う（福祉用具貸与事業所を除く。）。

ア 市から休業要請を受けた通所系サービス事業所又は短期入所系サービス事業所

イ 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

ウ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等

エ ア又はイのうち、通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

オ ア又はイ以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

（2）介護サービス事業所等との連携支援事業

令和2年（2020年）1月15日以降に、以下に該当する市内の事業所・施設が、利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費について支援を行う。

ア 前号のア又はイの介護サービス事業所等

イ 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所
なお、「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づき訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合を指す。

（補助対象経費）

第5条 前条第1号に掲げる事業において、以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。

（1）介護サービス事業所等のサービス継続に必要な費用

ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用

- イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
 - オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等
- (2) 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
- ア 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等
 - イ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等(通信費用は除く。)
- (3) 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
- ア サービス提供場所の賃料、物品の使用料等
 - イ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- (4) 通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。))及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)を除く。)による訪問サービス実施に係る費用
- ア 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
 - イ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金
 - ウ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等
 - エ 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
 - オ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
- (5) その他市長が必要と認める経費
- 2 前条第2号に掲げる事業において、以下の各号の経費を1事業所・施設当たり1回まで補助する。
- (1) 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
- ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
- (2) 職員の応援派遣に係る費用
- 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)
- (3) その他市長が必要と認める経費
- (補助金の交付額)

第6条 第4条第1号アの事業所において、第4条第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表1の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

2 第4条第1号イの事業所において、第4条第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表2の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第4条第1号ウの事業所において、第4条第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表3の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 第4条第1号エの事業所において、第4条第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表4の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 第4条第1号オの事業所において、第4条第1号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表5の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 第4条第2号に規定する事業の補助金の交付額の算定に当たっては、別表6の第1欄に定める対象事業所・施設ごとに、第4欄に定める補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める補助単価及び第3欄に定める単位を乗じた額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請を受け、申請書及び関係書類の審査を行い、適当であると認められた場合は、次条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を交付決定通知書（第2号様式）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請を受け、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金の不交付を決定し不交付決定通知書（第3号様式）により補助申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(変更交付申請)

第10条 第8条の規定により補助金の交付が決定した者（以下「補助決定者」という。）が、交付決定後に申請の内容を変更する場合には、変更交付申請書（第4号様式）により変更交付申請を交付申請の手続きに準じて行うものとする。

(事業遅延等の報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅延等報告書（第5号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、1ヵ月以内に実績報告書（第

6号様式)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第7号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定により交付すべき補助金の額が確定し、補助金を請求するときは、請求書(第8号様式)に関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、速やかに交付するものとする。

(是正)

第16条 市長は、第13条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対して是正を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の規定による是正を求められたときは、必要な措置を講じ、実績報告書を直ちに再提出するものとする。

(補助金の返還等)

第17条 補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 補助事業の施工が不正又は不相当と認められたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助条件及び法令等に違反したとき。

(暴力団の排除)

第18条 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号)に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- 2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書（第9号様式）により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

（関係帳簿等の備付け等）

第19条 補助決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 2 市長は、必要に応じて当該帳簿及び証拠書類を検査することができる。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、決定日から施行する。ただし、令和2年（2020年）1月15日以降に要した経費を対象とする。

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助決定者に対し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項等

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものは除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅延等報告書（第5号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 実績報告

補助決定者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、1ヵ月以内に実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

4 是正

市長は、3による実績報告を受け、その審査及び調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対して是正を求めることができる。この場合、補助決定者は、必要な措置を講じ、実績報告書を直ちに再提出するものとする。

5 決定の取消し及び補助金の返還

補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときには、その全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 補助事業の施工が不正又は不相当と認められたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助条件及び法令等に違反したとき。

6 関係帳簿等の備付け等

- (1) 補助決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (2) 市長は、必要に応じて当該帳簿及び証拠書類を検査することができる。

7 財産処分の制限

補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助決定者が地方公共団体以外の場合については、前記の補助事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価「50万円」を「30万円」と読み替えるものとする。

8 財産処分による収入の取扱

補助決定者が、市長の承認を受けて7の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

9 消費税等に係る仕入控除税額の報告

補助決定者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

10 補助決定者の責務

- (1) 補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。
- (2) 補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

11 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

別表 1

単位：千円

1 対象事業所・施設 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (※7)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率			
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10		
	大規模型 (I)	684	事業所				
	大規模型 (II)	889	事業所				
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	231	事業所					
認知症対応型通所介護事業所	226	事業所					
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564	事業所				
	大規模型 (I)	710	事業所				
	大規模型 (II)	1,133	事業所				
短期入所生活介護事業所	27	定員					
短期入所療養介護事業所	27	定員					
小規模多機能型居宅介護事業所 (※5)	475	事業所					
看護小規模多機能型居宅介護事業所 (※5)	638	事業所					
認知症対応型共同生活介護事業所 (※6)	36	定員					

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2) 各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3) 介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型) として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

(※4) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(※5) 通いサービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

(※6) 短期利用認知症対応型共同生活介護に限り対象とする。

(※7) なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 2

単位：千円

1 対象事業所・施設 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (※5)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率	
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	537	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10
	大規模型 (I)	684	事業所		
	大規模型 (II)	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	231	事業所			
認知症対応型通所介護事業所	226	事業所			
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	564	事業所		
	大規模型 (I)	710	事業所		
	大規模型 (II)	1,133	事業所		
短期入所生活介護事業所	27	定員			
短期入所療養介護事業所	27	定員			
訪問介護事業所	320	事業所			
訪問入浴介護事業所	339	事業所			
訪問看護事業所	311	事業所			
訪問リハビリテーション	137	事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	事業所			
夜間対応型訪問介護事業所	204	事業所			
居宅介護支援事業所	148	事業所			
居宅療養管理指導事業所	33	事業所			
小規模多機能型居宅介護事業所	475	事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	事業所			
介護老人福祉施設	38	定員			
地域密着型介護老人福祉施設	40	定員			
介護老人保健施設	38	定員			
介護医療院	48	定員			
介護療養型医療施設	43	定員			
認知症対応型共同生活介護事業所	36	定員			
養護老人ホーム (定員30人以上)	37	定員			
軽費老人ホーム (定員30人以上)	37	定員			
有料老人ホーム (定員30人以上)	37	定員			
サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	37	定員			
養護老人ホーム (定員29人以下)	35	定員			
軽費老人ホーム (定員29人以下)	35	定員			
有料老人ホーム (定員29人以下)	35	定員			
サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	35	定員			

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2) 各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3) 介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型)、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

(※4) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(※5) なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 3

単位：千円

1 対象事業所・施設 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (※5)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
短期入所生活介護事業所	27	定員	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10
短期入所療養介護事業所	27	定員		
訪問介護事業所	320	事業所		
訪問入浴介護事業所	339	事業所		
訪問看護事業所	311	事業所		
訪問リハビリテーション	137	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所	204	事業所		
居宅介護支援事業所	148	事業所		
居宅療養管理指導事業所	33	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所 (※4)	475	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所 (※4)	638	事業所		
介護老人福祉施設	38	定員		
地域密着型介護老人福祉施設	40	定員		
介護老人保健施設	38	定員		
介護医療院	48	定員		
介護療養型医療施設	43	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所	36	定員		
養護老人ホーム (定員30人以上)	37	定員		
軽費老人ホーム (定員30人以上)	37	定員		
有料老人ホーム (定員30人以上)	37	定員		
サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	37	定員		
養護老人ホーム (定員29人以下)	35	定員		
軽費老人ホーム (定員29人以下)	35	定員		
有料老人ホーム (定員29人以下)	35	定員		
サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	35	定員		

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2) 各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3) 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

(※4) 訪問サービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

(※5) なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 4

単位：千円

1 対象事業所・施設 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (※5)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率			
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	1,074	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10		
	大規模型 (I)	1,368	事業所				
	大規模型 (II)	1,778	事業所				
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	462	事業所					
認知症対応型通所介護事業所	452	事業所					
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	1,128	事業所				
	大規模型 (I)	1,420	事業所				
	大規模型 (II)	2,266	事業所				

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2) 各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3) 介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型) として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

(※4) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(※5) なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 5

単位：千円

1 対象事業所・施設（※1, 2, 3）		2 基準単価（※5）	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所 （※4）	通常規模型	537	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10/10
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所		
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所		
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所		
通所リハビリテーション事業所 （※4）	通常規模型	564	事業所		
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所		
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所		

（※1）事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

（※2）各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

（※3）介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所（通常規模型）として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※4）通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

（※5）なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

別表 6

単位：千円

1 対象事業所・施設 (※1, 2, 3)	2 基準単価 (※5)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
通所介護事業所 (※4)	通常規模型	268	事業所	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に必要な報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金
	大規模型 (I)	342	事業所	
	大規模型 (II)	445	事業所	
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	115	事業所		
認知症対応型通所介護事業所	113	事業所		
通所リハビリテーション事業所 (※4)	通常規模型	282	事業所	
	大規模型 (I)	355	事業所	
	大規模型 (II)	567	事業所	
短期入所生活介護事業所	13	定員		
短期入所療養介護事業所	13	定員		
訪問介護事業所	160	事業所		
訪問入浴介護事業所	169	事業所		
訪問看護事業所	156	事業所		
訪問リハビリテーション	68	事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	254	事業所		
夜間対応型訪問介護事業所	102	事業所		
居宅介護支援事業所	74	事業所		
福祉用具貸与事業所	282	事業所		
居宅療養管理指導事業所	16	事業所		
小規模多機能型居宅介護事業所	237	事業所		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	319	事業所		
介護老人福祉施設	19	定員		
地域密着型介護老人福祉施設	20	定員		
介護老人保健施設	19	定員		
介護医療院	24	定員		
介護療養型医療施設	21	定員		
認知症対応型共同生活介護事業所	18	定員		
養護老人ホーム (定員30人以上)	19	定員		
軽費老人ホーム (定員30人以上)	19	定員		
有料老人ホーム (定員30人以上)	19	定員		
サービス付き高齢者向け住宅 (定員30人以上)	19	定員		
養護老人ホーム (定員29人以下)	18	定員		
軽費老人ホーム (定員29人以下)	18	定員		
有料老人ホーム (定員29人以下)	18	定員		
サービス付き高齢者向け住宅 (定員29人以下)	18	定員		

10/10

(※1) 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

(※2) 各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3) 介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。) を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型)、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメンは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

(※4) 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

(※5) なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。